

一、最新中国法令

● 中华人民共和国环境保护法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
 【发布文号】主席令第九号
 【发布日期】2014-04-24
 【实施日期】2015-01-01
 【内容提要】此次修订，主要包括以下十二个方面：

1	加强环境保护宣传，提高公民环保意识。
2	明确生态保护红线。 国家在重点生态功能区、生态环境敏感区和脆弱区等区域划定生态保护红线，实行严格保护。
3	对雾霾等大气污染的治理和应对。
4	明确环境监察机构的法律地位。
5	完善行政强制措施。 包括限制生产、停产整治，责令停业、关闭，责令停止建设、恢复原状，罚款，移送公安机关对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以拘留等措施。
6	鼓励和组织环境质量对公众健康影响的研究。
7	排污费 and 环境保护税的衔接。 排放污染物的企业事业单位和其他生产经营者，应当按照国家有关规定缴纳排污费。 依照法律规定征收环境保护税的，不再征收排污费。
8	完善区域限批制度。 对超过国家重点污染物排放总量控制指标或者未完成国家确定的环境质量目标的地区，省级以上人民政府环境保护主管部门应当暂停审批其新增重点污染物排放总量的建设项目环境影响评价文件。
9	完善排污许可管理制度。 国家依照法律规定实行排污许可管理制度。 实行排污许可管理的企事业单位和其他生产经营者应当按照排污许可证的要求排放污染物；未取得排污许可证的，不得排放污染物。
10	对相关举报人的保护。
11	扩大环境公益诉讼的主体。 明确环境公益诉讼的主体为：依法在设区的市级以上人民政府民政部门登记，专门从事环境保护公益活动连续五年以上且无违法记录的社会组织。
12	加大环境违法责任。

一、最新中国法令

● 中華人民共和國環境保護法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員會
 【発布番号】主席令第九号
 【発布日】2014-04-24
 【実施日】2015-01-01
 【概要】今次改正には、主に以下の十二の点が含まれる。

1	環境保護の宣伝を強化し、公民の環境保護の意識を高める。
2	生態保護の基準線を明確にする。 国は重点生態機能区、生態環境敏感区および脆弱区などの区域において生態保護基準線を設定し、厳格な保護を行う。
3	スモッグなどの大気汚染に対する整備および対応を行う。
4	環境監察機構の法的地位を明確にする。
5	行政強行措置を整備する。 生産制限、生産停止整理、営業停止・閉鎖命令、建設停止・原状回復命令、過料、公安機関に移送して直接責任を負う主管者およびその他の直接の責任者を拘留するなどの措置を含む。
6	環境品質の大衆の健康に及ぼす影響に関する研究を奨励し実施する。
7	汚染排出費および環境保護税の関連。 汚染物を排出する企業事業体およびその他の生産経営者は、国の関連規定に基づき汚染排出費を納付しなければならない。 法律規定に照らして環境保護税を徴収する場合は、汚染排出費を徴収しない。
8	区域制限許可制度を整備する。 国の重点汚染物総量抑制指標を超え、または国が確定した環境品質目標を達成していない地区に対し、省級以上の人民政府環境保護主管部門は同地区での重点汚染物排出総量を新規に増加させる建設プロジェクトの環境影響評価書類の審査許可を一時停止しなければならない。
9	汚染排出許可管理制度を整備する。 国は関連規定に基づき汚染排出許可管理制度を実施する。 汚染排出許可管理を実施する企業事業体およびその他の生産経営者は、汚染排出許可証の要求に従った汚染物の排出を行うものとする。汚染排出許可証を取得していない場合、汚染物を排出してはならない。
10	関連通報者の保護。
11	環境公益訴訟の主体の拡大。 環境公益訴訟の主体を、法に従って区を設けた市級以上の人民政府民政部门で登記された、5年以上連続で専門的に環境保護公益活動に従事し、且つ違法記録のない社会組織、と明確にした。
12	環境違法責任を強化した。

	<ul style="list-style-type: none"> 企业事业单位和其他生产经营者违法排放污染物，受到罚款处罚，被责令改正，拒不改正的，依法作出处罚决定的行政机关可以自责令改正之日的次日起，按照原处罚数额按日连续处罚。
--	--

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-04/25/content_1861279.htm

	<ul style="list-style-type: none"> 企業事業体およびその他の生産經營者が汚染物を違法に排出し、過料処罰を受け、是正を命じられたが、是正を拒んだ場合、法に従って処罰を決定した行政機関は、是正を命じた日の翌日から、先に処罰した金額に基づき日毎に続けて処罰することができる。
--	--

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-04/25/content_1861279.htm

● [关于《中华人民共和国刑法》第一百五十八条、第一百五十九条的解释](#)

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
【发布日期】2014-04-24
【内容提要】刑法第一百五十八条（虚报注册资本罪）、第一百五十九条（虚假出资、抽逃出资罪）的规定，只适用于依法实行注册资本实缴登记制的公司。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-04/25/content_1861276.htm

● [「中華人民共和国刑法」第一百五十八条、第一百五十九条に関する解釈](#)

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布日】2014-04-24
【概要】刑法第一百五十八条（登録資本虚偽申告罪）、第一百五十九条（虚偽の出資、資金の引出しの罪）の規定は、法に従って登録資本払込登記制を実施している会社に対してのみ適用される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-04/25/content_1861276.htm

● [关于开展 2014 年外商投资企业年度经营情况联合申报工作的通知](#)

【发布单位】商务部、财政部、国家税务总局、统计局、国家外汇管理局
【发布文号】商资函〔2014〕175 号
【发布日期】2014-04-16
【内容提要】根据该通知：

- 在中国境内，依法设立并登记注册、获得法人资格的外商投资企业均须在 2014 年 04 月 21 日至 06 月 30 日提交和填报年度报告。年报内容为 2013 年度外商投资企业运营情况及有关基础信息变更情况。
- 外商投资企业应在规定时间内登录[全国外商投资企业年度运营情况网上联合申报及共享系统](#)，填报联合年报信息，并可在 06 月 30 日前对错误、遗漏的信息进行更正。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://file.mofcom.gov.cn/article/gkml/201404/20140400554154.shtml>

● [2014 年外商投资企业年度经营状况联合申报作业的实施に関する通知](#)

【発布機関】商務部、財政部、国家税務総局、統計局、国家外貨管理局
【発布番号】商資函〔2014〕175 号
【発布日】2014-04-16
【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 中国国内で、法に従って設立され登記登録し、法人資格を獲得した外商投資企業は、いずれも 2014 年 4 月 21 日から 6 月 30 日までの間に年度報告の提出および記入報告を行わなければならない。年度報告の内容は 2013 年度外商投資企業運営状況および関連基本情報の変更状況である。
- 外商投資企業は所定の期間内に[全国外商投资企业年度运营情况オンライン連合申告および共有システム](#)に登録し、連合年度報告情報を記入申告しなければならない。瑕疵、遺漏のある情報については 6 月 30 日前までに訂正することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://file.mofcom.gov.cn/article/gkml/201404/20140400554154.shtml>

● [跨国公司外汇资金集中运营管理规定（试行）](#)

【发布单位】国家外汇管理局

● [多国籍企業の外貨資金集中運営管理規定（試行）](#)

【発布機関】国家外貨管理局

【发布文号】汇发〔2014〕23号
 【发布日期】2014-04-18
 【实施日期】2014-06-01
 【内容提要】根据该规定：

- 上年度外汇收支规模1亿（含）美元以上的跨国公司（成员企业合并计算）或单一企业集团，满足规定条件的（具有真实业务需求、规定的管理措施和手段、近三年无重大外汇违规行为、货物贸易分类结果为A类），可以开办跨国公司外汇资金集中运营管理试点业务。
- 跨国公司外汇资金集中运营管理改革，打破了经常、资本常规管理界限，分别集中管理境内、境外成员单位外汇资金，降低整体结算及汇兑成本，赋予企业更大的资金运作空间。其改进和创新简要介绍如下：

创新跨国公司账户体系
<ul style="list-style-type: none"> ■ 跨国公司可同时或单独开立国内、国际外汇资金主账户，集中管理境内外成员企业外汇资金。 ■ 国际外汇资金主账户与境外划转自由，无额度控制，国内、国际两个账户资金有限融通，可在规定的外债和对外放款资金额度内划转，为境内外成员融通资金提供便利。
便利跨国公司资金集中运用
跨国公司利用同一账户实现了不同成员企业、不同性质资金的归集处理，既可以办理境内成员企业经常项下资金收付，并开展资金集中收付和轧差净额结算，也可运营直接投资、外债、对外放款等资金，节约企业财务成本。
进一步简化跨国公司单证审核
银行按照“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等原则办理经常项目收结汇、购付汇手续，服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。
统筹使用外债、对外放款额度
跨国公司既可以集中管理使用成员企业全部外债和对外放款额度，也可集中部分外债和对外放款额度，便利企业内部调剂余缺。
资本金、外债结汇采取负面清单管理
资本金和外债资金可先结汇进入企业开立的人民币专用存款账户，审核真实性后对外支付。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages...>

【发布番号】匯発〔2014〕23号
 【発布日】2014-04-18
 【実施日】2014-06-01
 【概要】本規定によると、以下の通りである。

- 前年度外貨収支規模が1億（含む）米ドル以上の多国籍企業（構成員企業も計算に入れる）または単一の企業グループが、規定条件を満たす場合（真実の業務上の必要があり、所定管理措置および手段を講じ、直近三年間に重大な外貨規則違反行為が存在せず、貨物貿易分類の結果がA類である）、多国籍企業外貨資金集中运营管理試行業務を実施することができる。
- 多国籍企業外貨資金集中运营管理改革は、經常、資本の通常管理の枠を打ち破り、国内・国外構成員企業の外貨資金を別々に集中管理し、全体的な決済および両替コストを低減し、企業により大きな資金運用の空間を与えるものである。その改善および革新について以下に簡潔に紹介する。

多国籍企業口座体系の革新
<ul style="list-style-type: none"> ■ 多国籍企業は、同時または単独で国内・国際外貨資金メイン口座を開設し、国内外構成員企業の外貨資金を集中管理することができる。 ■ 国際外貨資金メイン口座と国外との振り替えは自由とし、限度枠の規制はなく、国内・国際二つの口座資金の流通には制限があるが、所定の外債および対外貸付資金の限度枠内での振り替えができ、国内外構成員の資金の融通に利便を図るものとなる。
多国籍企業資金集中運用の利便化
多国籍企業の同一の口座を利用して、異なる構成員企業、異なる性質の資金に関する集計処理を実現することは、国内構成員企業の經常項目における資金の受取支払い手続きを行い、資金の集中受取支払いおよび為替のネットtingを可能にし、直接投資、外債、対外貸付などの資金を運用して、企業の財務コストを節約することを可能にする。
多国籍企業証憑審査の更なる簡素化
銀行は「顧客把握」、「業務把握」、「適正評価」などの原則に基づき、經常項目の外貨受取人民元転、外貨購入支払い手続きを行い、サービス貿易などの項目の対外支払いについては依然として規定に従った税務届出表の提出を求める。
外債、対外貸付限度額の統一使用
多国籍企業は構成員企業の全ての外債および対外貸付限度額を集中管理使用できるだけでなく、一部の外債および対外貸付限度額を集中させ、企業内部の余剰不足を調整することができる。
资本金、外債の人民元転についてネガティブリスト管理を行う
资本金および外債資金は、先に人民元転を行い企業が開設した人民元専用預金口座に入金し、真実性審査の後に対外支払いを行うことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages...>

● 关于经营者集中简易案件申报的指导意见（试行）

【发布单位】商务部反垄断局

【发布日期】2014-04-18

【内容提要】作为《关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定》的辅助性规定，该指导意见对经营者集中简易案件申报应当提供的材料以及遵循的程序作出了具体规定。其中包括：

- 在正式申报前，经营者可以就拟申报的交易是否符合简易案件标准等问题向反垄断局申请商谈。
- 商谈不是经营者集中简易案件申报的必经程序，经营者可自行决定是否申请商谈。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/xqxz/201404/20140400555353.shtml>

● 关于扩大小型微利企业减半征收企业所得税范围有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2014 年第 23 号

【发布日期】2014-04-18

【内容提要】该公告适用于小型微利企业 2014 年及以后年度申报纳税工作，明确了小型微利企业减半征税管理方式、预缴办法、汇算清缴、政策衔接等内容。根据该公告：

- 符合规定条件的小型微利企业（包括采取查账征收和核定征收方式的企业），均可按规定享受小型微利企业所得税优惠政策，包括企业所得税减按 20% 征收，以及 [财税〔2014〕34 号](#) 文件规定的优惠政策。
- 小型微利企业享受优惠政策，不再执行企业申请、税务机关批准的管理方法，统一改为备案方式。

【备注】小型微利企业，是指从事国家非限制和禁止行业，并符合下列条件的企业：

- 工业企业，年度应纳税所得额不超过 30 万元，从业人数不超过 100 人，资产总额不超过 3000 万元；
- 其他企业，年度应纳税所得额不超过 30 万元，从业人数不超过 80 人，资产总额不超过 1000 万元。

● 事業者集中簡易案件の申告に関する指導意見（試行）

【発布機関】商務部独占禁止局

【発布日】2014-04-18

【概要】「事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定」の補助規定として、本指導意見は事業者集中簡易案件の申告において提供しなければならない資料および遵守しなければならない手順について具体的な規定を設けた。それには以下の内容が含まれる。

- 正式申告の前に、事業者は申告を予定している取引が簡易案件基準を満たしているかなどの問題について独占禁止局へ相談することができる。
- 相談が事業者集中簡易案件申告の必要手順でなく、事業者は相談の可否を自主的に決定することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/xqxz/201404/20140400555353.shtml>

● 小型低収益企業の企業所得税半減徴収の範囲拡大に伴う問題に関する公告

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国家稅務總局公告 2014 年第 23 号

【発布日】2014-04-18

【概要】本公告は小型低収益企業の 2014 年およびそれ以降の年度の納税申告作業に適用し、小型低収益企業の半減徴収管理方式、前納方法、集計納付、政策との関連などの内容を明確にした。本公告によると、以下の通りである。

- 規定条件を満たす小型低収益企業は（帳簿検査徴収および査定徴収方式を採用する企業を含む）、いずれも規定に従って小型低収益企業所得税優遇政策を享受することができ、それには企業所得税を 20% に減じた徴収、および [财税〔2014〕34 号](#) 文書で定める優遇政策が含まれる。
- 小型低収益企業が優遇政策を享受する場合、以後、企業の申告、税務機関の許可という管理方法を行わず、統一的に届出方式に変更する。

【備考】小型低収益企業とは、国が制限および禁止していない業種に従事し、以下の条件を満たす企業を指す。

- 工業企業である場合は、年間課税所得額が 30 万元を超えず、従業員数が 100 人を超えず、資産総額が 3000 万元を超えないものとする。
- その他の企業である場合は、年間課税所得額が 30 万元を超えず、従業員数が 80 人を超えず、資産総額が 1000 万元を超えないものとする。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c696021/content.html>

● [关于委托投资情况下认定受益所有人问题的公告](#)

- 【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2014 年第 24 号
【发布日期】2014-04-21
【实施日期】2014-06-01
【内容提要】根据该公告：
- “委托投资”是指非居民将自有资金直接委托给境外专业机构用于对居民企业的股权、债权投资。
 - 税务机关通过审核非居民提交的资料,并区分所得类型进行处理。
 - 非居民或其委托代理人拒绝提供资料,或提供的资料不能区分非居民委托投资收益与投资链条上其他各方报酬的,税务机关将不予批准相应的税收协定待遇。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c703472/content.html>

● [中国（上海）自由贸易试验区文化市场开放项目实施细则](#)

- 【发布单位】上海市人民政府办公厅
【发布日期】2014-04-10
【实施日期】2014-03-31
【内容提要】根据该细则：
- 允许外资企业从事游戏游艺设备的生产和销售,其中,通过文化主管部门内容审查的游戏游艺设备可面向国内市场销售。
 - 取消了外资演出经纪机构的股比限制,允许设立外商独资演出经纪机构,在上海市行政区域内提供服务。
 - 外商投资企业还可以在自贸试验区服务贸易区域内设立娱乐场所。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?parentId=627&id=968

● [关于在中国（上海）自由贸易试验区实施境外入区货物“先进区、后报关”作业模式的公告](#)

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c696021/content.html>

● [委託投資状況における受益所有者の認定事項に関する公告](#)

- 【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2014 年第 24 号
【発布日】2014-04-21
【実施日】2014-06-01
【概要】本公告によると、以下の通りである。
- 「委託投資」とは、非居住者が自己保有資金を直接国外の専門機構に委託して居住者企業の持分、債権投資に用いることを指す。
 - 税務機関は非居住者が提出する資料の審査を通じて、所得の分類に区分して処理する。
 - 非居住者もしくはその委託代理人が資料の提出を拒み、または提出した資料では非居民の委託投資収益と投資と関連するその他の各当事者の報酬が区別できない場合、税務機関は係る税收協定待遇を許可しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c703472/content.html>

● [中国（上海）自由貿易試驗區文化市場開放項目實施細則](#)

- 【発布機関】上海市人民政府办公厅
【発布日】2014-04-10
【実施日】2014-03-31
【概要】本細則によると、以下の通りである。
- 外資企業がゲーム機の製造および販売に従事することを認める。その中で、文化主管部門の内容審査を通過したゲーム機は国内市場に向け販売することができる。
 - 外資による演出マネジメント機構の持分比率規制を廃止し、外商独资演出マネジメント機構を設立して、上海市行政区域内でサービスを提供することを認める。
 - 外商投資企業は自由貿易試験区のサービス貿易区域内においてエンターテインメント拠点を設立することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?parentId=627&id=968

● [中国（上海）自由貿易試驗區における国外から区内に運び込む貨物の「先に入区、後から通関」作](#)

業方式の実施に関する公告

【发布单位】上海海关
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 6 号
【发布日期】2014-04-21
【实施日期】2014-05-01
【内容提要】“先进区、后报关”是指在试验区境外入区环节，经海关注册登记的试验区内企业可以凭进境货物的舱单等信息先向海关简要申报，并办理口岸提货和货物进区手续，再在规定时间内向海关办理进境货物正式申报手续的作业模式。

【备注】上海海关推出了 14 项自贸区监管服务制度，近期将分批推广实施（[改革前后的对比、改革效果](#)）。

- 上海海关分别以 2014 年第 6-12 号公告公布了“[先进区、后报关](#)”、“[区内自行运输](#)”、“[加工贸易工单式核销](#)”、“[保税展示交易](#)”、“[境内外维修](#)”、“[期货保税交割](#)”、“[融资租赁](#)” 7 项制度。分别于 2014 年 05 月 01 日之前和 05 月 01 日起推广实施。
- 将于 2014 年 05 月 01 日后至 06 月 30 日前分批推广和实施的 7 项制度为：“[批次进出、集中申报制度](#)”、“[简化通关作业随附单证](#)”、“[统一备案清单](#)”、“[内销选择性征税制度](#)”、“[集中汇总纳税制度](#)”、“[保税物流联网监管制度](#)”、“[智能化卡口验放管理制度](#)”。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info703709.htm>

● [关于开展跨境贸易电子商务进口业务的公告（上海）](#)

【发布单位】上海海关
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 13 号
【发布日期】2014-04-21
【实施日期】2014-04-21
【内容提要】该公告对跨境贸易电子商务进口业务涉及的企业电子信息备案、数据传输、“直购进口”和“网购保税进口”两种通关模式下的具体操作、暂停开展跨境贸易电子商务业务的情形等进行了规定。其中包括：

- 参与跨境贸易电子商务企业、第三方支付企业、物流企业、经海

【发布機關】上海税関
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 6 号
【発布日】2014-04-21
【実施日】2014-05-01

【概要】「先に入区、後から通関」とは、試験区において国外から区内に運び込む段階で、税関登記登録を行った試験区内企業は、輸入貨物の積荷目録などの情報に基づき、先に税関へ概要を申告した上で、通関地の貨物受取りおよび貨物の区内への運び込み手続きを行い、所定の期間内に改めて税関に対し輸入貨物の正式な申告手続きを行うことができる作業方式を指す。

【備考】上海税関は 14 項目の自由貿易区監督管理サービス制度を発表しており、近日中に個別に普及実施するものと思われる（[改革前後の対照、改革の効果](#)）。

- 上海税関はそれぞれ 2014 年第 6-12 号公告で「[先に入区、後から通関](#)」、「[区内での自社輸送](#)」、「[加工貿易作業伝票式照合抹消](#)」、「[保税展示取引](#)」、「[国内外メンテナンス](#)」、「[先物保税決済](#)」、「[ファイナンスリース](#)」の 7 項目の制度を公布した。2014 年 5 月 1 日より前と 5 月 1 日以後に分けて普及実施する。
- 2014 年 5 月 1 日から 6 月 30 日までに分けて普及および実施される 7 項目の制度は、「[荷口毎の出入り、集中申告制度](#)」、「[通関作業付随書類の簡素化](#)」、「[統一届出リスト](#)」、「[国内販売選択式徴税制度](#)」、「[集中一括納付制度](#)」、「[保税物流オンライン監督管理制度](#)」、「[インテリジェンス化ゲート通関管理制度](#)」である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info703709.htm>

● [クロスボーダー電子商取引輸入業務の実施に関する公告（上海）](#)

【发布機關】上海税関
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 13 号
【発布日】2014-04-21
【実施日】2014-04-21

【概要】本公告は、クロスボーダー電子商取引輸入業務にかかわる企業電子情報届出、データ転送、「直接購入輸入」および「オンラインショッピング保税輸入」の二つの通関方式における具体的な処理、クロスボーダー電子商取引業務の実施を一時停止する状況などについて規定を設けた。それには以下の内容が含まれる。

- クロスボーダー電子商取引に参加する企業、第三者決済企業、物流企业、

关注册登记的中国（上海）自由贸易试验区内仓储企业应当提前通过上海市跨境贸易电子商务服务试点平台向海关进行企业电子信息备案。

- 电子商务企业应当提前向海关办理物品备案手续。开展直购进口业务的，向首次进口口岸的口岸海关办理；开展网购保税进口业务的，向试验区主管海关办理。
- 参与跨境贸易电子商务的消费者订单生成并支付货款、物品税款等相关费用后，电子商务企业、支付企业、物流企业、仓储企业应当向服务平台提交物品交易数据、资金结算数据、物流数据。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info703733.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 15 省市身份证可通过互联网查询个人信用报告

自 2013 年，中国人民银行征信中心面向江苏、四川、重庆、北京、山东、辽宁、湖南、广西、广东 9 省（市），开展了通过互联网查询本人信用报告服务试点工作。日前，中国人民银行征信中心发布公告，决定自 2014 年 03 月 29 日起，分批次逐步扩大试点范围到全国所有省（市、自治区），试点批次范围将逐步公布。凡持有试点省（市、自治区）身份证的个人，均可上网查询本人信用报告。

目前，互联网个人信用信息服务平台服务试点地区如下：

平台试点地区	身份证号码前两位	试点开始时间
江苏、四川、重庆	32、51、50	2013 年 03 月 27 日

税関登録登記を受けた中国（上海）自由贸易试验区内倉庫保管企業は、事前に上海市クロスボーダー電子商取引サービスプラットフォームを通じて税関に対し企業電子情報の届出を行わなければならない。

- 電子商取引企業は、事前に税関に対し物品届出手続きを行わなければならない。直接購入輸入業務を行う場合は、初回に輸入する通関地の税関に対し手続きを行う。オンラインショッピング保税輸入業務を行う場合は、試験区主管税関に対し手続きを行う。
- クロスボーダー電子商取引に参与する消費者の注文が成立し、代金、物品税などの関連費用を支払った後、電子商取引企業、決済企業、物流企业、倉庫保管企業は、サービスプラットフォームに対して物品取引データ、資金決済データ、物流データを提出しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info703733.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 15 省市の本人証明書に対しインターネットを通じて個人信用報告を照会することができる

2013 年から、中国人民銀行信用調査センターは、江蘇、四川、重慶、北京、山東、遼寧、湖南、広西、広東の 9 省（市）に対し、インターネットを通じた本人信用報告の照会サービス試行作業を実施した。現在、中国人民銀行信用調査センターが公布した公告では、2014 年 3 月 29 日から、段階的に試行範囲を全国全ての省（市、自治区）まで拡大することを決定し、試行地区の回毎の範囲は随時公布されていく。試行地点である省（市、自治区）の本人証明証を保有する個人は、いずれも本人信用報告をオンラインで照会することができる。

現在、インターネット個人信用情報サービスプラットフォームのサービス試行地区は以下の通りである。

プラットフォーム試行地区	本人証明証番号前二桁	試行開始時期
江蘇、四川、重慶	32、51、50	2013 年 3 月 27 日

北京、山东、辽宁、湖南、广西、广东	11、37、21、43、45、44	2013年10月28日
浙江、天津、新疆	33、12、65	2014年03月29日
上海、湖北、青海	31、42、63	2014年04月26日

(里兆律师事务所 2014年04月25日编写)

● 最高人民法院公布“2013年中国法院10大知识产权案件”等

日前，最高人民法院公布了以下案例：

1. [2013年中国法院10大知识产权案件](#)；
2. [2013年中国法院50件典型知识产权案件](#)；
3. [2013年中国法院10大创新性知识产权案件](#)。

(里兆律师事务所 2014年04月25日编写)

● 2014年海关总署实施9项重点改革

据悉，海关总署2014年实施9项署级重点改革项目。其中包括：

- 一、推进中国（上海）自由贸易试验区监管服务创新。
- 二、在京津冀区域试点区域内海关一体化管理，创新多式联运监管模式。
- 三、简化保税物流流转手续，简化备案清单格式，实施“两单一审”，对区内符合条件的企业取消单耗申报，支持区内研发、设计保税等。
- 四、推动“单一窗口”试点，依托电子口岸平台，推进口岸执法部门信息互换、监管互认、执法互助。
- 五、继续推动审批事项取消下放。
- 六、推进通关无纸化改革和企业信用管理，创新加工贸易和保税监管，改革统计监测预警体系。

(里兆律师事务所 2014年04月25日编写)

北京、山東、遼寧、湖南、広西、広東	11、37、21、43、45、44	2013年10月28日
浙江、天津、新疆	33、12、65	2014年3月29日
上海、湖北、青海	31、42、63	2014年4月26日

(里兆法律事務所が2014年4月25日付で作成)

● 最高人民法院が「2013年中国裁判所知的財産権10大案件」などを公表した

先頃、最高人民法院は以下の案件を公表した。

1. [2013年中国裁判所の10大知的財産権案件](#)。
2. [2013年中国裁判所の典型的知的財産権案件50事例](#)。
3. [2013年中国裁判所の10大革新的知的財産権案件](#)。

(里兆法律事務所が2014年4月25日付で作成)

● 2014年に税関総署は9項目の重点改革を実施する

情報筋によれば、税関総署は2014年に9項目の重点改革を実施する。それには以下の内容が含まれる。

- 一、中国（上海）自由貿易試験区監督管理サービスの革新を推進する。
- 二、京津冀地域の試行区域において税関一体化管理を行い、複合輸送監督管理方式を革新する。
- 三、保税貨物流通手続きの簡素化、届出リスト様式の簡素化、「二つの書類の同時審査」の実施、区内の条件を満たす企業に対する歩留りの申告の廃止し、区内研究開発、設計の保税支持などを行う。
- 四、「ワンストップ窓口」の試行を推進し、電子通関プラットフォームにより、通関地の法執行部門の情報共有、監督管理の相互確認、法執行の相互協力を推進する。
- 五、審査許可事項の廃止、下級部門への委譲を継続して推進する。
- 六、通関ペーパーレス改革および企業信用管理の推進、加工貿易および保税監督管理の革新、統計モニタリング早期警報体制の改革を行う。

(里兆法律事務所が2014年4月25日付で作成)